

平成30年度 府中市生きがい創業ビジネス補助金  
交付対象者募集要領

府 中 市

## 1 募集の目的

府中市では、高齢者の就労の場をつくることや高齢者による地域の助け合い拠点づくりを支援することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者が健康で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることのできる長寿社会づくりに資することを目的として、府中市生きがい創業ビジネス補助金の交付希望者を募集します。

## 2 府中市生きがい創業ビジネス補助金の概要

- (1) 高齢者に就労の場を提供するため新規に開始する事業（府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第2項第1号）及び高齢者の雇用を目的として既存の事業を拡大する事業（交付要綱第2条第2項第2号）については、事業を開始するために必要な経費（国、県、市、その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引いたもの）の合計額に2分の1を乗じて得た額について100万円を限度に補助します。
- (2) 高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業（交付要綱第2条第2項第3号）については、事業を開始するために必要な経費（国、県、市、その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引いたもの）の合計額について100万円を限度に補助します。

※第2条第6項の規定により再度申請を行う場合については、市の主要な課題解決に取り組む事業のうち、市長が必要と認めるものを対象とします。

**◎なお、補助額は、市の予算範囲内で市長が決定しますので、申請された額が決定される補助額となるとは限りません。**

## 3 応募資格（要件）

- (1) 府中市に住所等を有する者で、応募手続に係る書類を提出した日以降、応募した年度内に、府中市で高齢者を雇用するための新たな事業、高齢者を雇用するための事業の拡大、高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業を行うこと。

※原則、府中市に住所を有する個人または法人等が応募の対象者となります。なお、法人等の代表者が府中市外に住所を有している場合でも応募することができます。

- (2) 事業を着実に実施できる体制があり、事業で得られる収益や自主財源で最低でも3年以上は事業継続が見込まれること。
- (3) 市税（延滞金を含む）に滞納がないこと。
- (4) 新たに就労の場を得る人（高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業については、新たに地域で貢献する場を得るもの）が3人以上であり、その半数以上が府中市に住所を有する60歳以上の者であること。

※ただし、応募者（補助対象者が団体又は法人の場合はその代表者）の二親等以内の親族は、新たに就労の場を得る人の人数に含みません。

- (5) 高齢者に就労の場を提供するため新規に開始する事業及び高齢者の雇用を目的として既存の事業を拡大する事業については、創業に係る知識の習得に努めていること。

- (6) 高齢者による地域貢献事業については、地域ニーズの把握ができていないこと。  
 (7) 平成30年度の「市の主要な課題解決に取り組む事業のうち、市長が必要と認めるもの」は次のような「地域の住民が集い、相互にコミュニケーションを図りながら食事する場を提供する事業」とします。

- ・コミュニティ・キッチン（地域食堂）又は「子ども食堂」（月2回以上開催）

(8) その他

- ・府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱に定めるもの
- ・選定後に応募資格（要件）を満たしていないことが判明した場合は、失格とします。

4 応募方法

次の提出書類を、府中市地域福祉課しょうがい福祉係まで持参（午前8時30分～午後5時15分、ただし土・日・祝日）、郵送、又は電子メール（押印は後日でも可）により提出してください。

なお、次の提出書類のほか、市長が必要と認めたときは別途参考書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

①全対象事業共通

補助金交付申請書（様式第1号）	
事業計画書 （様式第2号）	補助金の交付を受けて開始、拡大する事業についての計画
事業収入支出予算書 （様式第3号）	補助金の交付を受けて開始、拡大する事業についての収入支出予算書（2年度分）
市税完納証明書	

②高齢者に就労の場を提供するため新規に開始する事業及び高齢者の雇用を目的として既存の事業を拡大する事業の場合

新たに就労の場を得る者の勤務形態及び担当業務がわかる書類（任意様式）
支援を受けた創業等に係る講習会等の内容が分かる書類（任意様式）

③高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業の場合

新たに地域で貢献する場を得る者の勤務形態及び担当業務がわかる書類（任意様式）
町内会等に対して事前に事業計画の説明を行った内容（任意様式）

④事業を拡大する場合

既存事業の内容がわかる書類（任意書式）
---------------------

※1 提出書類は、1部とします。特に指示があるもの及び証明書等の既定の大きさのもの以外は、A4サイズで作成してください。

## (2) 応募期間

毎月の末日を応募の締め切り日とします。末日が土・日・祝日の場合は、その前日の平日とします。ただし、平成30年度の募集においては、最初に応募の締め切りを7月31日（火）とし、最後の締め切り日を12月28日（金）とします。ただし、市の決定する補助額の合計額が、市の予算額に達すると見込まれた時点でその年度に応募は締め切ります。

## 5 審査及び選定方法

- (1) 毎月末までに応募者より提出された関係書類を、府中市生きがい創業ビジネス補助金交付対象者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、その翌月に審査・選定し、応募者本人からの事業の提案説明を受け、交付対象者及び補助額を市長が決定します。ただし、選定委員会による審査の結果、交付対象者を選定しない場合もあります。
- (2) 選定方法は、補助金交付申請書及び事業計画書等により、本事業に対する考え方、運営体制、事業の継続性等を総合的に評価し選定します。
- (3) 審査結果の通知は、決定の有無を問わず応募者へ文書で通知します。
- (4) 決定した交付対象者の名称等は公表します。
- (5) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。
  - \* 選定後に判明した場合も、同様とします。
  - ① 上記3の応募資格（要件）に該当しないと認められたとき。
  - ② 応募関係書類に虚偽の内容の記載があると認められたとき。
  - ③ 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接または間接的に妨げたとき。
  - ④ その他応募に係り不正な行為が認められたとき。

## 6 選定基準等

次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査します。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の効果
- (3) 運営体制
- (4) 事業の実現性
- (5) 事業の継続性

## 7 応募に際しての留意事項

- (1) 受付期限終了後は、提出書類の差し替えを一切認めません。また、提出書類は返却しません。
- (2) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (3) 応募受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 選定後の権利譲渡等は、認めません。

- (5) 補助金の交付は、事業の開始、拡大時のみです。次年度以降の事業の継続に対しての補助は有りません。
- (6) 応募者からの事業の提案説明の日時、場所については、応募締め切り後、文書にてご連絡します。
- (7) 補助金の交付後3年間は、事業継続の確認のため、事業の実績報告の提出が必要です。
- (8) 提出書類は、本応募に関する目的以外には使用することはありません。
- (9) 提出書類は、府中市情報公開条例に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。

受付場所及び問い合わせ先

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地

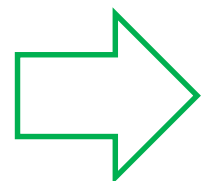
府中市地域福祉課しょうがい福祉係（担当：皿海、唐川）

電話 0847-43-7148

F A X 0847-45-3206

E-mail fukushi@city.fuchu.hiroshima.jp

府中市では、高齢者の皆さんが生きがいのある  
充実した生活を送るための創業について、  
「創業前」から「創業後」までサポートします！  
次ページをご覧ください。



# 皆さまの生きがい創業をサポートします！

